

許可番号 02121148144

産業廃棄物処分業許可証

住 所 岐阜県岐阜市薮田南一丁目5番1号

氏 名 北村組有限会社
代表取締役 北村 友秀

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

岐阜県知事 吉田 肇



許可の年月日 令和 3年 3月31日

許可の有効年月日 令和 8年 3月30日

1 事業の範囲

(1) 中間処理（選別）

廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（自動車等破碎物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破碎物を除く。）、がれき類

上記7品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

以上 7種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

(2) 中間処理（破碎）

廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず

上記4品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

以上 4種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

2 事業の用に供するすべての施設

(1) 種類：選別施設

設置場所：岐阜県羽島市竹鼻町駒塚字三番地761番1

設置年月日：令和3年3月29日

処理能力：

廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（自動車等破碎物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破碎物を除く。）、がれき類

45.36m³/日 (5.67m³/時間)

上記7品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

以上 7種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

(2) 種類：破碎施設

設置場所：岐阜県羽島市竹鼻町駒塚字三番地761番1

設置年月日：令和3年3月29日

処理能力：

木くず

2t/日 (0.25t/時間)

上記1品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

許可番号 02121148144

1.28t／日 (0.16t／時間)

上記1品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

紙くず

上記1品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

繊維くず

上記1品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

0.48t／日 (0.06t／時間)

以上 4種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

令和 3年 3月 31日 産業廃棄物処分業許可（新規）

令和 6年 1月 26日 産業廃棄物処分業変更届（書換）

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有 無